

南アフリカ共和国のアフリカ人強制移住

クロスローズ事件をめぐるって

林 晃 史



1 問題の背景

今年2月21日、約2万人のアフリカ人が住む西ケープのクロスローズ・スクウォッター・キャンプで、政府による強制立ち退きの噂が流れた。それを契機に住民の反対蜂起が起こり、G・フィルン協力・開発相（旧原住民問題相）が南アフリカ警察軍の出動を要請し、武力弾圧をしたため多くの死傷者を出したというニュースを御記憶の方もあるに違いない。

なぜ、このようなことが起こったのか。この一事件は、現在南アフリカ共和国がおすすめている人種隔離政策のほんの氷山の一角にすぎないが、その根はきわめて深い。

南アフリカ政府は1959年「バンツー自治促進法」を制定し、従来の人種差別から地域隔離へという新たな「分離発展」政策を打ち出した。その骨子は、南アフリカ共和国全土を白人とアフリカ人に二分し、各々の地域では互いに干渉することなく自由に発展するという原則に基づき、人種差別をしていないことを対外的に印象づけようとするものであった。しかし、その実態をみると、白人が全国土の87%を所有、残り13%の土地に数のうえで圧倒的に多いアフリカ人を押し込み、部族ごとのホームランドをつくらせようとしたもので、到底、人種差別の解消ということはできない。しかし、同法によって、その後トランスケイをはじめ10のホームランドがつくられ、自治国となり、現在そのうち四つは「完全な独立」を与えられたが、

国際社会はその「独立」を承認していない。

多くのホームランドでは、その人口に比して土地は狭く、地味も悪く農業生産性が低いうえ、鉱産資源もほとんどなく、工業が未発達なため、生計は男性の白人地域への出稼ぎによる収入と、残された家族の細々とした農業に依存せざるを得ない状態にある。実際にホームランド人口とほぼ同じ数のアフリカ人が常時白人地域にいるというのが現状である。

一方、白人側はアフリカ人を労働力として必要としており、一定数のアフリカ人労働者が白人地域にいることは認めざるを得ないが、それ以外のアフリカ人はできるかぎりホームランドで生活するという前述の「分離発展」政策をたてに、アフリカ人の都市流入に対しては厳しい制限を課している。これが、いわゆる流入制限 (influx control) と呼ばれるもので、全国的に労働者管理局システム (labour bureaux system) を敷き、白人地域内には中央労働者管理局 (Central Labour Bureau, 以下労働者管理局をL.B.と略) の下に Regional L.B., Local L.B., ホームランド内には Territorial L.B., District L.B., Tribal L.B. を置き、白人地域で職を求めるアフリカ人は全てここに登録することが義務づけられ、L.B.の指図に従って雇用されるという労働力調達機構ができています。この制度自体には種々な問題があるが、今はその点には深入りせず、この制度によってもアフリカ人が雇用されることはきわめて難しく、また希望に反した職に廻されることが多いということを指摘しておくに止める。

次に、アフリカ人がホームランドを離れ白人地域にいるかぎり、常に身分証明書(reference book)を携帯することが義務づけられている〔The Natives (Abolition of Passes and Co-ordination of Documents) Act of 1952〕。さらに、この身分証明書を持っていても、以下に述べる条件が満たされなにかぎり72時間以上白人地域にとどまることはできない。それは、(a)出生以来、引き続き都市で生活している者、(b)同一の雇用者に引き続き10年間雇用されたか、または15年間以上白人地域で雇用された経験をもつ者、(c)上の(a)、(b)の資格をもつ者の配偶者と、その18歳以下の未婚の息子または娘で同居している者、(d) L.B.発行の特別許可をもつ者、とされている〔Section 10(1) of Blacks (Urban Areas) Consolidation Act of 1945〕。

この身分証明書は警官によっていつでも検査され、もしも違反していればホームランドに強制送還される。また、上記の Section 10 の条項を完全に証明することはきわめて難しい。その他、白人地域にいるアフリカ人に対してはさまざまな規制が法律によって定められているが、雇用に関しては以上が基本である。

これだけ厳しい規制がありながら、ホームランドのアフリカ人は生計をたてるため白人地域へ働きに出ざるを得ない。そして、たとえ職がなくても、知人、同郷人の所に寄宿するか、また彼らだけで白人地域の一角に定住し、うまくすれば職を得て、家族に送金する可能性もあり、たとえそれができなくても、本人のホームランドでの生計費は浮くことになる。しかし、その代償として彼らは絶えず当局の取締りに脅えながら生活せざるを得ない。このようなアフリカ人を白人側では「スクウォッター」(不法占拠者)と呼び、取締りを強めている。冒頭に述べたクロスローズ・スクウォッター・キャンプはその一つである。

2 ケープ州の特殊性

次に、南アフリカ共和国の他の州にはない、ケープ州の特殊性について一言しておきたい。

白人が最初ケープに入植した当時、現地人やマレーから移入された奴隷との混血がすすみ、いわゆるカラードが生まれたが、ケープ州にはこれが特に多い。ちなみに現在のケープ州の人種別構成は、白人126万4000人、カラード222万6000人、アフリカ人156万9000人、アジア人2万8000人〔1980年人口統計〕となっている。

1948年、政権の座についた国民党はマラン首相の下に人種差別政策をおしすすめ、その一環として時の原住民問題相(のち首相)フルヴールトは「西ケープはカラードの居留地とすべきであり、今後アフリカ人用の住宅建設は中止する」と発表した(1954年議会演説)。さらに翌年には、アイゼレン(のち原住民問題相)がアフリカーナーの政策研究会で演説し、悪名高いアイゼレン・ラインを敷いてケープのカラードとアフリカ人の分離を提案した。つまり、州都ケープタウンを含む西ケープの西側3分の2がカラード用に確保されることになった。この境界線はその後1963年と67年に引き直され、現在西ケープ全体がカラード用となっている。

カラード用に確保された地域では、カラードを優先的に雇用する法律がつくられた〔Bantu Labour Act of 1964〕。この措置に対しアフリカ人はもちろん反対しているが、優遇されたカラード労働者が未熟練労働を好まないという逆の面が生じ、雇主側にも反対する者が多い。したがって現在ケープの労働者としては、カラード労働者の他に、(1) L. B.をとおした契約労働者、(2) Section10の条件を満たした永住労働者、(3)「不法」アフリカ人、がいるのであるが、このうち(3)に該当する者の人数

は約6万と推定されている。

これら「不法」アフリカ人が住みついたのがクロスローズ・スクウォッター・キャンプであり、しかもその場所は州都ケープタウンの一角を占めていることが、白人側からみると問題となる。そのため白人当局側は過去何回もクロスローズの住民に対し立ち退きを命じ、代替地としてケープタウンから南東に約15マイル離れたファルス湾近くに広さ8平方マイルの新アフリカ人都市ハイェリチャ(Khayelitsha)を建設し、移住をすすめてきたが、その都度住民の反対にあい、ついに強制手段をとった。住民の反対理由は、今の場所では税金がかからない、家屋を自分で自由に建てられるということ以外に、新アフリカ人都市に移れば遠距離をバスで通勤せねばならず不便であること——アフリカ人のバス通勤とバス代値上げはしばしば各地で問題となっている——にあった。それが現在は、当局の不当な強制的移住政策そのもの、ひいては政府の分離発展政策への反対にまで発展し、クロスローズは南アフリカ共和国における反政府抗議の拠点としてシンボリック的存在になっている。

3 強制移住の実態

初めの部分でクロスローズ事件は人種隔離のほんの氷山の一角と書いたが、政府によるこのような「強制移住」は全国各地で日々絶えず起こっており、政府のおしすすめる「分離発展」政策から起こる当然の帰結とも言える。そこで、以下クロスローズを離れて、全国レベルでこの問題を見ていくことにしたい。

従来はクロスローズのように流血事件が起こっても、その都度新聞に報道される程度で、その規模とか重要性はなかなか理解しにくかった。この問題の重要性にいち早く気づいたのがC・デズモ

ンド神父で、南アフリカ共和国各地を廻り、強制移住の実態とその悲惨さを暴露した報告書 *The Discarded People: An Account of African Resettlement in South Africa* (1971年) を著した。単独の調査であったため限界はあったが、この報告書は大きな波紋を巻き起こし、これに触発されて以後さまざまな個別報告が出され、しだいに各地の強制移住の実態が明らかになってきた。これら諸報告を文献的に整理したのがG.Maréの *African Population Relocation in South Africa: An Overview of the 1970s* (1980年) で、この本によって初めてさまざまな形態の強制移住が分類された。さらに、この問題に関心を抱く研究者の集団 (Surplus Population Project) が州別の実態調査を行ない、その結果を大部な5巻本として公開したことにより全国レベルの実態が初めて明らかになった。*Forced Removals in South Africa* (1983年) がそれであるが、この報告書に対し政府は、「50%の真実」として調査結果を認めようとせず、実態が明らかにされることを拒否している。しかし報告書の内容は、これまでの個々の調査報告の結果を多くの点で裏付けている。

以下、この報告書に基づいて明らかにされた実態の要点を記しておこう。まず、政府が強制移住政策を実施し始めた1960年から82年までに約350万人のアフリカ人が強制的に移住させられたと推計している (政府側発表値は200万人)。さらに、今後約176万人が移住を強制されるおそれがあるとしている。ちなみに1960年と80年のアフリカ人人口がそれぞれ1093万人と1700万人であることを考えあわせれば、実に驚くべき数のアフリカ人が強制的に移住させられたことがわかる。また同期間の最初の10年間に全体の69%にあたる243万人が移住させられているが、その主な原因として1960年代初めの白人農場における小作制度の廃止と集団地域



法(1950年)のいっそう厳格な適用の2点をあげている。このうち前者による立ち退きが243万人中の123万人と約半数を占め、後者によるものは73万人となっている。

次に、強制移住のさまざまな形態について、同報告書は Maré の分類を一部修正して以下のように整理している。すなわち、(1)白人農場からの立ち退き、(2)ブラック・スポット(black spots)——白人農村地域に残されたアフリカ人所有地、の一扫。(3)1970年代に行なわれた、散在するホームランドの土地の調整統合の際に「邪魔になる」アフリカ人地域の一掃。(4)白人都市内におよび隣接地にあるアフリカ人タウンシップの一掃。(5)都市とその近郊における「不法」占拠者の一掃。(6)西ケープのカラード労働優遇政策によるアフリカ人の追い出し。(7)集団地域法の厳格な適用による強制移住。(8)ダム、道路建設および農業開発プロジェクト等による強制立ち退き。(9)戦略・軍事目的のための強制立ち退き。(10)政治上の理由による退去命令、と分類される。

さらに、報告書は各州の地域的特性を述べた後、強制移住先の定住地の調査を実施し、その実態についても明らかにしている。具体的には移住先として三つのタイプを選び、各州から21の事例調査を行なって、それぞれの施設、人口構成、経済活動(雇用水準、失業、出稼ぎ労働、食生活)について比較している。

最後に、結論として「国家によるアフリカ人の強制移住はアパルトヘイト国家の当然の帰結である」と述べ、「ただそのやり方が、60年代、70年代初めに比べ、近年は巧妙になっている」点を指摘している。

4 政策の見直し

これまで現国民党がおしすすめる「分離発展」政策の帰結としてのホームランドから白人地域へのアフリカ人の流出と、それを逆に押し戻そうとする「強制移住」政策についてみてきたが、政府の強制措置にもかかわらず白人地域のアフリカ人人口は年々増大し、ケープタウン大学のC・シムキンズの予測では、西暦2000年には現在の2倍、約1100万人に達するであろうとされている。

1976年のソウェト蜂起は、またたくまに全国に飛び火して一大反政府抗議に拡大したが、この経験から増大する都市アフリカ人問題の解決が焦眉の問題となった。まず、1977年にアングロ・アメリカン社のH・オッペンハイマーやレンブラント社のA・ルーパートが「都市基金」(Urban Foundation)を設立し、アフリカ人中間層を育成することによって白人とアフリカ人大衆との間に緩衝帯をつくり出す試みに乗り出した。そのために、従来の流入制限や白人地域でのアフリカ人の雇用や定住を規制する法律の根本的な見直しの必要が主張され、政府もこれを受けて「リッカート委員会」を任命、その委員会報告書を1977年に公表した。この報告書は同時期に出された「ウィーハン委員会報告書」とならんできわめて重要なもので、政府はそれらの勧告の多くを受け入れて改革に乗り出した。ここでは両報告書の詳細についてふれる余裕はないが、「強制移住」との関連では、今年2月、ついに「強制移住」政策遂行の一時凍結を発表し、同時にケープタウンの三つのアフリカ人タウンシップ(すなわち Langa, Nyanga, Guguletu)でアフリカ人に初めて99年間のリースホールドを認めた点は特記しておくべきであろう。

(はやし・こうじ/在ロンドン調査員)